

2017 年 3 月 27 日 全 14 頁

預貯金は遺産分割の対象になるか

最高裁決定の概要と実務への影響

金融調査部 研究員
小林章子

[要約]

- 最高裁平成 28 年 12 月 19 日大法廷決定（以下、最高裁決定）は、相続財産中の預貯金債権が遺産分割の対象となるか争われたケースについて、共同相続された普通預金、通常貯金及び定期貯金債権は、相続開始と同時に当然に分割されず、遺産分割の対象になると判示した。これは、従来の判例を変更するものであり、旧判例下で構築されてきた実務に与える影響は少なくない。
- 実務への影響を検討すべき論点としては、①遺産分割の内容（特に特別受益者がいる場合）、②遺産分割前の一部の相続人による預貯金の払戻しの可否、③相続開始後に預貯金口座に入金された金銭の取扱い、④相続開始後の口座解約等の取扱い、⑤銀行など債権者による相殺・差押えの可否、⑥普通預金、通常貯金及び定期貯金以外の預貯金（定期預金、定額貯金）や可分債権（貸金債権など）の取扱いなどを挙げることができる。
- 本レポートでは、最高裁決定の概要を解説した上で、上記の実務上考えるべき論点について私見を交えて説明する。
- また、現在法務省の法制審議会民法（相続関係）部会で検討されている改正案の審議状況についても紹介することとする。

1. はじめに

最高裁平成 28 年 12 月 19 日大法廷決定（以下、最高裁決定）は、相続財産中の預貯金債権が遺産分割の対象となるか争われたケースについて、共同相続された普通預金、通常貯金及び定期貯金債権は、相続開始と同時に当然に分割されず、遺産分割の対象になると判示した。これは、従来の判例を変更するものであり、旧判例下で構築されてきた実務に与える影響は少なくない。

実務への影響を検討すべき論点としては、①遺産分割の内容（特に特別受益者がいる場合）、②遺産分割前の一部の相続人による預貯金の払戻しの可否、③相続開始後に預貯金口座に入金

された金銭の取扱い、④相続開始後の口座解約等の取扱い、⑤銀行など債権者による預貯金債権との相殺・差押えの可否、⑥普通預金、通常貯金及び定期貯金以外の預貯金（定期預金、定期貯金）や可分債権（貸金債権など）の取扱いなどを挙げることができるだろう。

本レポートでは、最高裁決定の概要を解説した上で、上記の実務上考えるべき論点について私見を交えて説明する。

また、現在法務省の法制審議会民法（相続関係）部会で検討されている改正案の審議状況についても紹介することとする。

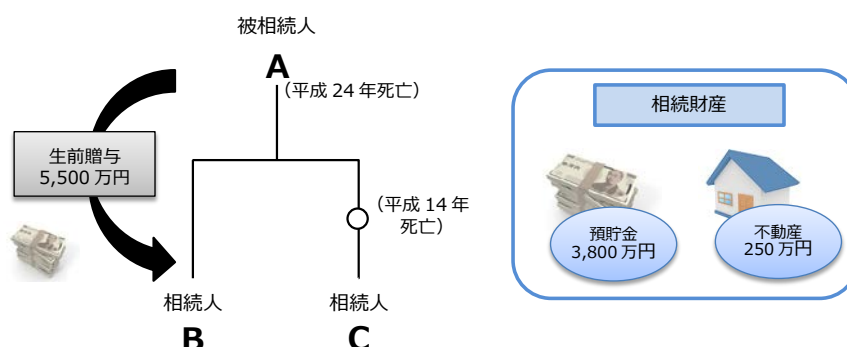
2. 最高裁決定の概要

（1）事実関係及び争点

① 事実関係

最高裁決定の事実関係は、次のようなものである（図表 1）。①平成 24 年、被相続人 A が死亡し相続が開始した。遺言がないため、法定相続によることになった。②法定相続人は、被相続人 A の子（養子）である B と孫 C（A の他の子を代襲相続¹）であり、法定相続分は、各 2 分の 1 ずつであった。③相続財産は約 250 万円の不動産のほかは合計約 3,800 万円²の預貯金のみで、合計約 4,050 万円であった。なお、預貯金の内訳は、普通預金（外貨預金を含む）のほか、ゆうちょ銀行の通常貯金及び定期貯金である。④相続人 B は、被相続人 A の生前に合計約 5,500 万円の贈与（生前贈与）を受けていたが、相続人 C は受けていなかった。⑤預貯金を遺産分割の対象に含める旨の相続人間の合意はない。

図表 1 最高裁決定の事実関係



（出所）最高裁決定を基に大和総研作成

¹ 代襲相続とは、被相続人の相続人となるべき子・兄弟姉妹が、被相続人より前に死亡している場合などに、その子・兄弟姉妹の直系卑属（被相続人からは孫・甥・姪などにあたる）が代わって相続人となることをいう（民法 887 条 2 項・889 条 2 項）。

² 預貯金には外貨普通預金（約 36 万 4,600 ドル）を含む。最高裁決定の別紙預貯金目録の残高と同じ平成 25 年 8 月 23 日時点のレート（1 ドル＝98 円 74 銭）で換算した。なお、遺産評価の基準時は遺産分割時とするのが審判実務である。

② 争点

争点は、上記相続財産のうちの預貯金 3,800 万円が遺産分割の対象となるか否かであった。

すなわち、従来、「可分債権」の相続について、相続開始と同時に当然に相続分で分割相続されると判示した最高裁判例（最高裁平成 16 年 4 月 20 日第三小法廷判決）があり、この判例の下では、可分債権である預金債権についても、同じく相続開始と同時に当然に相続分で分割相続されるものと解釈されていた。したがって預貯金は原則として遺産分割の対象にならず、相続人は、預貯金を除いた相続財産について遺産分割を行うものとされてきた。

実務では相続人全員の合意がある場合に限り、預貯金を遺産分割の対象に含める取扱いがされていた。しかし、最高裁決定のケースもその一例であるが、生前贈与を受けている相続人からすれば、遺産分割の中でその生前贈与が特別受益として計算されると、具体的相続分が減るおそれがあるため、預貯金を遺産分割の対象に含める合意が得られないケースがあった。また、預貯金以外に目ぼしい相続財産がないケースでは、遺産分割を通じて相続人間の実質的公平を図ることが難しくなるという問題もあった。

（２）最高裁の判断

① 判断内容

最高裁決定は、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である」とした。

これは、従来問題とされてきた遺産分割における預貯金債権の取扱いについて、相続開始時（被相続人死亡時）に当然に相続分に応じて各相続人に分割相続されるという従来³の判例を変更し、遺産分割の対象となる財産に含まれるとしたものである。

② 判断理由

この判断理由として最高裁は様々な理由を挙げているが、おおむね次のとおり整理することができる。

（a）できる限り幅広い財産を遺産分割の対象とすべきこと。

遺産分割は共同相続人間の実質的公平を図ることを旨とするから、一般的に遺産分割においては被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましい。

また遺産分割手続を行う実務上の観点からは、現金⁴のように、評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産を遺産分割の対象とすることに対する要請も広く存在する。

³ この最高裁決定により変更される判例として、最高裁平成 16 年 4 月 20 日第三小法廷判決が挙げられている。

⁴ 預貯金債権と異なり、現金については従来から相続開始と同時に当然に分割相続されず、遺産分割の対象となるとされてきた（最高裁平成 4 年 4 月 10 日第二小法廷判決）。

(b) 預貯金が現金と類似していること。

普通預金口座等における貸金等の受領や口座振替での利用、定期預金等の当座貸越の担保としての利用など、預貯金は決済手段としての性格を強めてきている。預金者にとっては確実かつ簡易に換価できる点で現金との差が少ない。遺産分割においては評価についての不確定要素が少なく、具体的な遺産分割の方法を定めるに当たっての調整に資する財産である。

(c) (普通預金及び通常貯金について) 預貯金契約及び預貯金債権の性質。

普通預金及び通常貯金契約は、口座に入金が行われるたびにその額についての消費寄託契約が成立し、その結果発生した預貯金債権は、口座の既存の預貯金債権と合算され、1個の預貯金債権として扱われる。そのため普通預金及び通常貯金債権は、1個の債権として同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものといえ、これは預金者が死亡した場合においても同様である。

すなわち、預金者が死亡することにより、普通預金及び通常貯金債権は共同相続人全員に帰属し、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはない。

(d) (定期貯金について) 法令もしくは契約上の払戻し制限があること。

定期貯金の前身である定期郵便貯金について、事務の定型化、簡素化を図るという趣旨等から、郵便貯金法上一部払戻しの取扱いはされていなかった。郵政民営化後のゆうちょ銀行の定期貯金についてもその基本的内容が定期郵便貯金と異なる事情はないから、定期郵便貯金と同様の趣旨で、契約上その分割払戻しが制限されている。相続により分割されると定期貯金に係る上記趣旨に反する上、相続人単独での一部払戻しはできないから分割相続を認める必要性に乏しい。

③ 補足意見

最高裁決定には、各裁判官の補足意見（4通）が付されている（他に意見1通あり）。これらは最高裁の判断ではないが、特に実務への影響を検討すべき上で有益と思われるものを抜粋する（下線は筆者）。

(a) 岡部補足意見

➤ 普通預金及び通常貯金契約の性質について

「・・・普通預金契約（通常貯金契約を含む。以下同じ。）の本体は消費寄託契約ではあるが、そればかりではなく、付随して口座振替等の準委任契約が締結されることも多いのであって、普通預金が決済手段としての性格を強めていることは多数意見の指摘するとおりである。そうすると、普通預金債権を共同相続した場合には、共同相続人は同時に準委任契約上の権利義務もまた相続により承継することになる。例えば口座振替契約

の解約を行う場合は、それは性質上不可分な形成権の行使であり、かつ、処分行為であるから民法251条により相続人全員で行わなければならない。」

➤ 可分債権の取扱いについて

「・・・民法903条及び904条の2の文理並びに共同相続人間の実質的公平を実現するという趣旨に鑑みて、可分債権は共同相続により当然に分割されるものの、上記各条に定める『被相続人が相続開始の時に所有した財産』には含まれると解すべきであり、分割された可分債権の額をも含めた遺産総額を基に具体的相続分を算定し、当然分割による取得額を差し引いて各相続人の最終の取得額を算出すべきであると考えている。」

(b) 大谷外5名補足意見

➤ 遺産分割前の一部の相続人による預貯金の払戻しについて（仮処分の活用）

「・・・などの事情により被相続人が有していた預貯金を遺産分割前に払い戻す必要があるにもかかわらず、共同相続人全員の同意を得ることができない場合に不都合が生ずるのではないかが問題となり得る。このような場合、現行法の下では、遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分として、例えば、特定の共同相続人の急迫の危険を防止するために、相続財産中の特定の預貯金債権を当該共同相続人に仮に取得させる仮処分（仮分割の仮処分。家事事件手続法200条2項）等を活用することが考えられ、これにより、共同相続人間の実質的公平を確保しつつ、個別的な権利行使の必要性に対応することができるであろう。」

(c) 鬼丸補足意見

➤ 相続開始後に預貯金口座に入金された金銭の取扱いについて

「・・・多数意見が述べるとおり、上記各債権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在するのであるから、相続開始後に被相続人名義の預貯金口座に入金が行われた場合、上記契約の性質上、共同相続人は、入金額が合算された1個の預貯金債権を準共有することになるものと解される。

そうすると、被相続人名義の預貯金債権について、相続開始時の残高相当額部分は遺産分割の対象となるがその余の部分は遺産分割の対象とならないと解することはできず、その全体が遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。」

(d) 木内補足意見

➤ 可分債権の取扱いについて

「・・・債権を広く一般的に遺産分割の対象としようとして具体的相続分の算定が困難となり、その他の相続財産についても遺産分割の審判をすることができず、相続財産に対する各相続人の権利行使が制約される状態が続くことは、遺産分割審判制度の趣旨に反する。したがって、額面額をもって実価（評価額）とみることができない可分債権につ

いては、上記合意がない限り、遺産分割の対象とはならず、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるものと解するのが相当である。」

3. 実務への影響

(1) 遺産分割の内容について

① 相続人間の実質的公平が図られる

前述のとおり、従来は預貯金債権が原則として遺産分割の対象とならないために、遺産の配分が公平性を欠くと思われるケースなどが生じており、特に一部の相続人が特別受益を得ており、遺産分割の財産が主に預貯金であるケースではそれが顕著となっていた。今回の最高裁決定で預貯金債権が遺産分割の対象とされたことで、遺産分割を通じてそのような相続人間の実質的公平を図ることができるようになった。

図表 2 は、最高裁決定の事実関係を前提に、具体的相続分の計算を比較したものである。

従来の取扱いによった場合、預貯金 3,800 万円は遺産分割の対象にならない。遺産分割の対象となる財産は約 250 万円の不動産のみである。相続人 B は、遺産分割では具体的相続分がゼロとなるものの、遺産分割外で預貯金の 2 分の 1 (1,900 万円) を取得することができ、生前贈与分 5,500 万円と合わせれば 7,400 万円を得られることになる。他方、相続人 C は遺産分割で不動産全てを取得しても合計 2,150 万円を得られるにとどまり、B との差額は 5,250 万円にのぼり、相続人間の実質的公平を欠く結果となる。

一方、最高裁決定の取扱いによった場合、預貯金が遺産分割の対象となるため、相続人 B の具体的相続分がゼロとなれば、C が預貯金、不動産全てを取得して合計 4,050 万円を得ることができ、生前贈与分 5,500 万円を得ている B との間である程度の公平が図られる。

図表2 具体的相続分の計算の比較（特別受益にあたる生前贈与がある場合）

計算方法

- ① 相続分は、相続財産価額×法定相続分^{（注1）}で算出される。
生前贈与がある場合、遺産分割の中で更に次のとおり計算される。
- ② 特別受益^{（注2）}にあたる生前贈与は、原則として相続財産に加算する^{（注3）}（特別受益の持戻し。加算後の財産をみなし相続財産という）。
- ③ 特別受益者の具体的相続分は、みなし相続財産から生前贈与の価額を差し引く。
- ④ 計算の結果、特別受益者の具体的相続分がマイナスになる場合（超過特別受益がある場合）は、その相続分はゼロとなる（マイナス分を他の相続人に支払う必要はない）。

従来 of 取扱いによつた場合

➤ 相続人 B（特別受益者）

（遺産分割）

{①不動産 250 万円+②生前贈与 5,500 万円} × 1/2（法定相続分）－③生前贈与 5,500 万円
＝－2,625 万円（具体的相続分はゼロ）

（遺産分割外）

①預貯金 3,800 万円 × 1/2（法定相続分）＝1,900 万円

➤ 相続人 C

（遺産分割）

共同相続人 B の具体的相続分がゼロとなるため、C が不動産 250 万円全てを相続する。

（遺産分割外）

①預貯金 3,800 万円 × 1/2（法定相続分）＝1,900 万円

⇒B は生前贈与分と併せれば 7,400 万円を得る一方で、C は 2,150 万円を得るにとどまる

最高裁決定によつた場合

➤ 相続人 B（特別受益者）

{①（預貯金 3,800 万円＋不動産 250 万円）＋②生前贈与 5,500 万円} × 1/2（法定相続分）
－③生前贈与 5,500 万円 ＝－725 万円（具体的相続分はゼロ）

➤ 相続人 C

共同相続人 B の具体的相続分がゼロとなるため、C が相続財産 4,050 万円全てを相続する。

⇒B は具体的相続分がゼロのため生前贈与 5,500 万円のみ、C は 4,050 万円を得られる

（注1）遺言で相続分の指定がされていた場合は、指定相続分。

(注2) 特別受益とは、被相続人から遺贈または生前贈与により受けた特別の利益をいい、生前贈与の場合は婚姻、養子縁組、生計の資本としての贈与に限られる(民法903・904条)。

(注3) 生前贈与が特別受益にあたらない場合は具体的相続分の計算において考慮されない。また、特別受益にあたる場合でも、被相続人の持戻し免除の意思表示が認められる場合(遺言によるものに限られない)には、考慮されない。

(注4) 上記では、生前贈与が特別受益にあたる場合の計算をしている。

(出所) 最高裁決定を基に大和総研作成

② 柔軟な遺産分割が可能になる

従来は預貯金債権が原則として遺産分割の対象とならないために、各相続人の相続額を預貯金で調整するなどの柔軟な遺産分割が困難なケースがあった。

例えば相続財産が預貯金を除くと不動産しかなかった場合、複数の相続人間で分割するためには、不動産を売却して金銭で分けるか、特定の相続人が他の相続人の持分を買い取って単独所有するか、相続人間で各相続分に従った持分で共有することが考えられる。しかし、共有の場合、共有者の一人がその不動産を売却したり、その上に建物を建てたりしようとすると、共有物の処分にあたり他の共有者全員の同意が必要になるなど(民法251条)、一般的に単独所有に比べて不動産の有効な利用が難しい。このような場合には、遺産分割の中で相続人の一人が不動産を単独で取得し、他の相続人が預貯金を取得するといった分割ができることが望ましい。

今回の最高裁決定で預貯金が遺産分割の対象とされたことで、このような柔軟な分割が可能になる。

(2) 遺産分割前の一部の相続人による預貯金の払戻しについて

① 金融機関の原則的な実務対応(払戻し拒否)は変わらず

預貯金が相続開始と同時に共同相続され遺産分割の対象になるのであれば、原則としてその遺産分割が成立するまでは、相続人全員の同意がない限り、相続人各自からの個別の払戻しは認められないことになる。最高裁決定でも、普通預金及び通常貯金債権について、相続開始時における各共同相続人の法定相続分相当額を算定することはできるが、預貯金契約が終了していない以上、その額は観念的なものにすぎないとしており、相続人は、従来のように相続人各自がその相続分相当額の預貯金を相続していることに基づいて、金融機関に対して個別に払戻しを求めることはできないと思われる。

もっとも、金融機関は、従来の判例の下でも、原則として相続人全員の同意がなければ払戻しに応じないという対応をとっていた。その理由は、例えば金融機関が法定相続分での預貯金の払戻しを行った後にそれと異なる内容の遺言が発見され、かつ先の払戻しが有効と認められなかった場合には、再度払い戻さなければならなくなるという二重払いのリスクが生じるおそれがあり、そのリスクを回避するためであった。ただし、このような払戻し拒否の対応をとった金融機関に対して相続人からの損害賠償請求を認めた裁判例(大阪高裁平成26年3月20日判決、上告棄却・確定)⁵もあり、金融機関にとっては払戻し拒否の対応はリスクを伴うもので

⁵ この裁判例では、遅延損害金に加えて弁護士費用相当額の賠償が認められている。

あった。

最高裁決定はこのような払戻し拒否の対応を認めるものといえるため、この対応に関しては従来の実務は変わるものではないと思われる。

② 金融機関の例外的な払戻し対応は困難に

他方、従来の判例の下での対応として、葬儀費用のためなど緊急性が高いと思われる場合に限り、例外的に一部の相続人による払戻しに応じていた金融機関もあった。しかし、最高裁決定後はそのような柔軟な対応は困難になるとと思われる。遺産分割前の払戻しに関して金融機関の免責が認められる可能性がほとんど考えられず、結果的に二重払いのリスクが高くなるとと思われるためである。

しかし、最高裁決定後においても緊急の払戻しが必要な場合がなくなったわけではない。特に被相続人が家計の主要な稼ぎ手であって相続人がその扶養を受けていた場合などは、被相続人の葬儀費用や、相続人の当面の生活費などについて被相続人の預貯金から支出する必要性が大きいと思われる。

このような場合に払戻しを認める方策として、最高裁決定の大谷外 5 名補足意見は仮処分の利用を挙げているが、現行の仮処分制度の下ではその手続きにかかる時間や費用を考えると困難と思われる。他方、この方策については法制審議会の民法（相続関係）部会第 18 回会議において、一定の場合に仮払いを認める仮払い制度等の創設が提案されている（「4. 法制審議会での民法（相続法）改正の審議状況」参照）。この改正が実現した場合には、遺産分割前の預貯金の払戻しについては民法改正で手当てされることになる。

（3）その他実務への影響

その他実務への影響を検討すべき論点として、①相続開始後に預貯金口座に入金された金銭の取扱い、②相続開始後の口座解約等の取扱い、③銀行など債権者による相殺・差押えの可否が挙げられる。

①については、最高裁決定は、普通預金及び通常貯金債権について、預金者の相続開始前後にかかわらず 1 個の債権として同一性を保持しながら常にその残高が変動するものであると述べており、鬼丸補足意見は、預貯金契約の性質上、共同相続人は入金額が合算された 1 個の預貯金債権を準共有し、全体が遺産分割の対象となると述べていることが参考になる。

②については、最高裁決定は、普通預金及び通常貯金の預貯金契約上の地位は共同相続人が準共有すると述べており、岡部補足意見は、共同相続人は同時に準委任契約上の権利義務もまた相続により承継するので、口座振替契約の解約を行う場合は、性質上不可分な形成権の行使であり、かつ、処分行為であるから民法 251 条により相続人全員で行わなければならないとしていることが参考になる。

③については、最高裁決定では、普通預金及び通常貯金債権について、相続開始時における各共同相続人の法定相続分相当額を算定することはできるが、預貯金契約が終了していない以

上、その額は観念的なものにすぎないとしていることから、そのような債権に対する相殺・差押えが認められるか疑問があるところである。

（４）他の預貯金・可分債権の取扱い（最高裁決定の射程）

最高裁決定は、争点となった普通預金、通常貯金、定期貯金についての判断を示したものであるため、それ以外の預貯金や他の可分債権（売掛債権、賃料債権など）の取扱いについては、別途検討する必要がある。

銀行の定期預金については、最高裁決定が定期貯金（及びその前身の定期郵便貯金）について、法令もしくは契約上一部払戻しが制限されていることを理由に挙げていることが参考になる。最高裁決定は、定期郵便貯金の払戻し制限の趣旨について、定額郵便貯金や定期預金と同様、多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上、貯金の管理を容易にし、事務の定型化、簡素化を図るものとしている。定期預金の場合は契約上一部解約ができるものもあるものの、その払戻し制限の趣旨は同様に当てはまるから、決定の射程が及ぶと思われる。

ゆうちょ銀行の定額貯金については、旧郵政公社の定額郵便貯金について、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、その帰属は遺産分割で決せられるとした判例があり（最高裁平成 22 年 10 月 8 日第二小法廷判決）、郵政民営化後の定額貯金とその基本的内容が変わらないのであれば、同様に遺産分割の対象になるものと思われる。

預貯金債権以外の可分債権については、最高裁決定が理由として挙げている預貯金の性格などの理由があてはまらないことから、決定の射程は及ばないものと思われるが、補足意見は相続人間の実質的公平の見地から肯定的なもの（岡部補足意見）と、債権の評価の困難性から否定的なもの（木内補足意見）に分かれている。

4. 法制審議会での民法（相続法）改正の審議状況

（１）審議状況

預貯金債権の遺産分割における取扱いについては、法制審議会の民法（相続関係）部会において、民法等に何らかの規定を設けることが検討されてきた。

2016 年 6 月 21 日に取りまとめられた「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」（以下、中間試案）において 2 つの案が示され、その後中間試案がパブリックコメント手続きに付されたものの、本件が最高裁で審理中であったことから、その決定を待って議論を再開することとされた。

最高裁決定後の法制審議会民法（相続関係）部会第 18 回会議（2017 年 2 月 28 日開催）にお

いて議論が再開され、パブリックコメント結果⁶及び本件最高裁決定を踏まえて3つの案が提示された。

なお、同部会は2017年中に要綱案の取りまとめを目指すとしている。

(2) 中間試案

中間試案では、「可分債権の遺産分割における取扱い」として2つの案が示された(図表3)。

いずれの案も可分債権を遺産分割の対象とすることは共通しているが(図表3の①)、遺産分割前の一部の相続人による債権の行使(預貯金債権の払戻し請求など)を認めるかどうかについて、これを原則認める甲案と認めない乙案が提示されている(図表3の②)。また、いずれの案も預貯金債権を念頭に置いているが、それ以外の可分債権を含めるかどうかについてはなお検討するものとしている(図表3(1)注1)。更に、相続人に遺産分割前の権利行使を認める乙案については、その方策についてなお検討するとしている(図表3(2)注2)。

図表3 可分債権の遺産分割における取扱い(中間試案)

- | |
|--|
| <p>(1) 甲案(可分債権は相続の開始により当然に分割されることを前提としつつ、これを遺産分割の対象に含める考え方)</p> <p>① 預貯金債権等の可分債権(注1)を遺産分割の対象に含めるものとする。</p> <p>② 相続の開始により可分債権は法定相続分に応じて分割承継され、各相続人は、原則として、遺産分割前でも、分割された債権を行使することができるものとする。</p> <p>③ 遺産分割において各相続人の具体的相続分を算定する際には、可分債権の相続開始時の金額を相続財産の額に含めるものとする。</p> <p>④ 相続開始後遺産分割終了時までの間に、可分債権の弁済を受けた相続人については、その弁済を受けた金額を具体的相続分から控除するものとする。</p> <p>⑤ 相続人が遺産分割前に弁済を受けた額がその具体的相続分を超過する場合には、遺産分割において、その超過額につきその相続人に金銭支払債務を負担させるものとする。</p> <p>(⑥～⑨略：対抗要件に関する規律)</p> <p>(注1) 預貯金債権以外の可分債権、例えば不法行為に基づく損害賠償請求権についても遺産分割の対象に含めるか否かについては、なお検討する。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(2) 乙案(可分債権を遺産分割の対象に含めることとし、かつ、遺産分割が終了するまでの間、可分債権の行使を禁止する考え方)</p> <p>① 預貯金債権等の可分債権(注1)を遺産分割の対象に含めるものとする。</p> <p>② 相続人は、遺産分割が終了するまでの間は、相続人全員の同意がある場合を除き、原則として、可分債権を行使することができないものとする(注2)。</p> <p>③ 甲案の③から⑧までと同じ。</p> <p>(注1) 甲案の(注1)に同じ。</p> <p>(注2) 相続人全員の同意がある場合以外に、相続人に遺産分割前の権利行使を認める方策については、なお検討する。この点については、例えば、⑦各預金口座の相続開始時の残高(一口座当たりの上限を設けることが考えられる。)に一定割合を乗じた額に満つるまでは、相続人に権利行使を認めるものとすることや、④現行の審判前の保全処分(仮分割や遺産管理人の選任等)について、その特則を設け、発令要件を緩和するなどの措置を講ずること等が考えられる。</p> |
|--|

※下線は筆者による。

(出所) 法制審議会民法(相続関係)部会資料「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案」

⁶ パブリックコメントでは、遺産分割の対象とすることは賛成多数、遺産分割前の払戻しを認めるかどうかについては意見が分かれた。

（３）法制審議会第 18 回会議（2017 年 2 月 28 日開催）での案

第 18 回会議では、預貯金債権を遺産分割の対象とする本最高裁決定を前提として、3 つの案が示されたほか、中間試案で「なお検討する」とされていた相続人に遺産分割前の権利行使を認める方策として、新たに「仮払い制度等の創設・要件明確化」が提案された。

① 遺産分割の対象に含まれる債権の範囲等に関する規律

甲案及び乙案は基本的に中間試案と同じであるが、中間試案では預貯金債権を対象とし、それ以外の可分債権については検討するとしていたのに対して、この案では「可分債権を含め、相続財産に属する債権一般」を対象とするものとしており、預貯金債権以外の可分債権を広く含めることとしている（図表 4－1 の①）。新たに追加された丙案は、預貯金債権等が対象となることを前提に対抗要件の規律のみを設け、対象となる債権の範囲については要件化するのが難しいことから、明文では定めないこととするものである。

図表 4－1 可分債権の遺産分割における取扱い（第 18 回会議）

(1) 遺産分割の対象に含まれる債権の範囲等に関する規律

ア 甲案（可分債権は相続の開始により当然に分割されることを前提としつつ、これを遺産分割の対象に含める考え方。中間試案の甲案に対応するもの）

① 可分債権を含め、相続財産に属する債権一般を遺産分割の対象に含めるものとする。

② 相続の開始により可分債権は法定相続分に応じて分割承継され、各相続人は、原則として、遺産分割前でも、分割された債権を行使することができるものとする。

（③～⑤略：中間試案甲案③～⑤と同じ）

イ 乙案（可分債権を遺産分割の対象に含めることとし、かつ、遺産分割が終了するまでの間、可分債権の行使を禁止する考え方。中間試案の乙案に対応するもの）

① 可分債権を含め、相続財産に属する債権一般を遺産分割の対象に含めるものとする。

② 相続人は、遺産分割が終了するまでの間は、相続人全員の同意がある場合を除き、原則として、相続財産に属する債権を行使することができないものとする。

ウ 丙案

後記の判例変更（注）を踏まえ、預貯金債権等が遺産分割の対象となることを前提とした上で、相続を原因として債権を取得した場合についての対抗要件に関する規律のみを設けるものとする。

(2) 相続人が相続を原因として債権を取得した場合の規律（略）

※下線および注は筆者による。

（注）今回の最高裁決定をいう。

（出所）法制審議会民法（相続関係）部会第 18 回会議資料「部会資料 18 遺産分割に関する見直し等（中間試案の第 2・三読）」

② 仮払い制度等の創設・要件明確化

遺産分割前の払戻しについて、大きく家庭裁判所の手続き（保全処分）を必要とする甲案と必要としない乙案が提示されている。甲案では、払戻しが認められる費目を相続債務、葬式費用、相続人の生活費に限定したうえ、相続人の生活費については払戻し限度額を設けることとしている。また甲－2 案では、併せて払戻しの請求ができる者を被相続人の被扶養者・配偶者に限定することとしている。

乙案では、いずれも一定の払戻し限度額を設けたうえで、払戻しの法律構成について、当然分割とする乙―1案、遺産分割の対象にする同意があったとみなす乙―2案、保全処分に基づく仮払いと同様の効果を認める乙―3案が提示されている。

図表 4-2 仮払い制度等の創設・要件明確化

(1) 甲案（家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する案）

ア 甲―1案（費目で限定する考え方）

（法第200条第2項の規定にかかわらず、）家庭裁判所は、相続人の申立てにより、申立人が次に掲げる行為をする必要がある場合であって、相当と認めるときは、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部を申立人に仮に取得させることができるものとする。〔ただし、第3号に掲げる場合には、一定額（例えば民事執行法第131条第3号に規定する額）を超えることができないものとする。〕

- ① 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済
- ② 被相続人の葬式費用の弁済
- ③ 相続人の生活費の支弁

イ 甲―2案（費目及び請求権者で限定する考え方）

①（法第200条第2項の規定にかかわらず、）家庭裁判所は、相続人の申立てにより、申立人が次に掲げる行為をする必要がある場合であって、相当と認めるときは、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部を申立人に仮に取得させることができる。

- ㊦ 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済
- ㊧ 被相続人の葬式費用の弁済

②（前項の規定にかかわらず、）家庭裁判所は、〔相続人であって被相続人の扶養を受けていた者〕〔被相続人の配偶者〕の申立てにより、申立人の生活費を支弁する必要がある場合であって、相当と認めるときは、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部を申立人に仮に取得させることができる。〔ただし、一定額（例えば民事執行法第131条第3号に規定する額）を超えることができない。〕

(2) 乙案（家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める案）

ア 乙―1案（払い戻した預貯金の精算をしない考え方（預貯金債権の一部を当然分割とするという考え方））

（民法第898条の規定にかかわらず、）遺産に属する預貯金債権のうちその相続開始時の債権額の一定割合（例えば2割）（ただし、一定金額（例えば100万円）を限度とする。）については、各相続人の法定相続分の割合で当然に分割されるものとする。

イ 乙―2案（払い戻した預貯金の精算をする考え方（預貯金債権の性質自体は変更しないで、その一部について相続人単独での権利行使を認めるという考え方））

（民法第898条、第264条及び第251条の規定にかかわらず、）相続人の一人は、遺産に属する預貯金債権のうち、その相続開始時の債権額の一定割合（例えば2割）にその相続人の法定相続分を乗じた額（ただし、一定金額（例えば50万円）を限度とする。）に

については、単独でその権利を行使することができるものとする。この場合において、当該権利行使をした相続人は、当該権利行使をした預貯金債権も含めて遺産分割の対象とすることに同意したものとみなす。

ウ エー3案（家庭裁判所の判断を経ないで、仮払いを認める考え方）

（民法第898条、第264条及び第251条の規定にかかわらず、）各相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、その相続開始時の債権額の一定割合（例えば2割）にその相続人の法定相続分を乗じた額（ただし、一定金額（例えば50万円）を限度とする。）については、遺産分割がされるまでの間、仮にその権利を行使することができるものとする。

※下線は筆者による。

（出所）法制審議会民法（相続関係）部会第18回会議資料「部会資料18 遺産分割に関する見直し等（中間試案の第2・三読）」